

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	認定特定非営利活動法人京都 DARC
評価者氏名（職名）	松田美枝（京都文教大学臨床心理学部臨床心理学科准教授）
評価対象期間（年度）	平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☒	☐	☒	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☒	☐	☒	☐

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☒	☐	☒	☐

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に 3 件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名 回復支援事業	80%
事業名 予防啓発事業	10%
事業名 家族ケア	10%

※ 例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を、理事会等で審議する機会を設ける等、改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

薬物依存者が刑務所受刑者の多くを占め、出所後の再使用率も高いという実情の中で、NP0 法人京都 DARC は、地域生活の中での薬物依存者の回復支援のため、他機関には決して真似できない活動を多岐にわたり実践し続けている。

日々の実践としては、薬を止めたいと望む依存者やその家族からの相談を受け、生きるための支援を行っている。その一環として、刑務所の受刑者にメッセージを届け、先行く仲間としての姿を見せることで希望を与えたり、出所後の身元引受人として家族に代わって受け入れたりなどしている。その際には、依存症専門医療機関や、保護観察所・保健所等の司法・行政機関とも連携している。また、京都府精神保健福祉総合センター主催の依存症セミナー、各種講演会、東海・近畿圏の DARC フォーラムなど公的な場に参加し、来場者の前で体験談を話すことにより、自身の回復に役立てるとともに、来場者に対して薬物依存についての普及啓発を行っている。さらに、リカバリー・パレード等によって、差別や偏見をなくすための活動を行っている。

上記以外にも、近隣の公園の清掃を行ったり、地域のお祭りに出店するなどして、地域住民と生活を通して積極的に交わっている。特に、元気バザールや向島にっこりフェスティバルなどへの参加や、京都文教大学の地域連携学生団体 REACH との定期的な交流は、地域の薬物依存者への偏見を取り除くために有効であるものと考えられる。

これらのことを、ニューズレターやホームページ等で発信しており、多くの支援者が購読したり、寄付を行ったりなどしている。今後もこれらの活動を続けていくことが期待される。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性，組織体制の状況など

財務管理は透明性が保たれており、適正に運用されている。

また、組織体制も適正に維持されている。

昨今では、新型コロナウイルス感染症の問題により、多くの方が在宅生活を余儀なくされる中で、依存症が進行するケースが増えているものと思われる。今後、社会経済状態がさらに厳しくなることが予測される中で、薬物依存に向かう人が増加することもあると考えられるため、京都 DARC の活動需要は、さらに増加する一方であると思われる。そのため、薬物依存者の回復支援を末永く続けられるように、組織体制を盤石に保ち、健全運営が行われることを期待する。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定

備考（審査委員会のコメント）

法人の活動は社会的に大変意義のある活動である。新たな施設の開設や運営も含め、引き続き法人の活動に対する社会的理解が広がるよう努め、寄附等の支援を受けながら、活動を継続・拡大されていくことを期待する。